

〇〇〇〇〇業務委託契約書

発注者蟹江町と受注者●●●●●●●●●●●●●●●●とは、下記〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託について次の条項により契約を締結する。

記

業務名	
業務場所	
業務の内容	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	<u>金</u> 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 <u>金</u> 円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
契約保証金	
その他特約事項	

(権利義務の譲渡等の禁止)

第1条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくはその履行を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(危険負担)

第2条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

(検査及び完了)

第3条 受注者は、業務を終了したときは、完了届又は納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、合格と認めたものに限り業務が完了したものとする。

3 検査の方法は、発注者の任意とし、受注者はその決定に対しては異議を申し立てることはできない。

4 検査の結果、不合格のものがあつたときは、受注者は発注者の指定する期間内に修補し、完全な内容で業務を完了しなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 第2項及び第4項の検査に要する費用は、受注者の負担とする。
(契約金の支払い)

第4条 発注者は、業務完了後、受注者の提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、契約金を受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づいて、年2.5パーセントの支払遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(発注者の追完請求権及び契約金額減額請求権)

第5条 発注者は、業務の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の指定する期日までに当該不適合部分の修補等により履行を追完することを受注者に請求することができる。この場合において、受注者は、発注者に相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に受注者が履行を追完しないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求す

ることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能なとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしたとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合であつて、受注者が履行しないでその日時又は期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定は、第1項に規定する不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

4 受注者が契約の内容に適合しない業務を行った場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完、契約金額の減額及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。ただし、受注者が第3条第2項(同条第4項により準用する場合を含む。)の検査の時にその不適合を知り、又は知らなかったことについて重大な過失があつたときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第6条 発注者は、完了期限が到来するまでの間、次条及び第8条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第7条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、そのために受注者に損害が生じても発注者はその責めを負わない。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 完了期限(第11条第1項の規定により延長された完了期限を含む。)までに業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第5条第1項の履行の追完又は同条第2項の契約金額の減額がされないとき。

(3) 発注者が行う検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

(4) 第10条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項によりこの契約を解除した場合において、既に業務を完了した部分があるときは、発注者においてこれを調査し、完了部分が有効であると認めた場合に限り、相当代価を受注者に支払うものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第8条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じても発注者はその責めを負わない。

(1) 業務の全部の完了が不能であるとき。

(2) 受注者が業務の全部の完了を拒絶する意思を明確にしたとき。

(3) 業務の一部の完了が不能である場合又は受注者が業務の一部の完了を拒絶する意思を明確に表示した場合において、業務を既に完了した、又は完了する見込みがある部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合であつて、受注者が履行しないでその日時又は期間を経過したとき。

(5) 蟹江町契約規則第39条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。

(6) 蟹江町契約規則第39条の3第1項各号のいずれかに該当するとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 発注者は、次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
(発注者の責めに帰すべき事由による解除の制限)

第9条 第7条第1項各号、前条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)又は同条第2項各号に掲げる事由が発注者の責めに帰すべきものである場合は、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第10条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項に定める事由が受注者の責めに帰すべきものである場合は、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(履行遅延による違約金及び損害賠償)

第11条 受注者が履行を遅延したときは、違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると発注者が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未履行部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

4 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、これによって発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(1) 期限内に業務を完了することができないとき。

(2) 業務の内容が契約の内容に適合しないとき。

(3) 第7条又は第8条の規定により契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

5 発注者が第8条第1項各号(第5号を除く。)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者に生じた損害額が違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分に係る賠償金を受注者に請求することができる。

6 受注者は、蟹江町契約規則第39条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同規則第42条の2の規定により、発注者に賠償金を支払わなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の町への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、町の調達契約等からの排除措置を講じることがある。

(蟹江町契約規則等の遵守)

第13条 この契約の条項に定めるもののほか、この契約の履行に関しては、蟹江町契約規則及び蟹江町予算、決算、会計規則の定めるところによる。

(協議)

第14条 この契約書並びに蟹江町契約規則及び蟹江町予算、決算、会計規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、発注者と受注者がそれぞれ1通を保管する。

年 月 日

発注者：愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町

代表者 蟹江町長 横江 淳一

受注者：